

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人労働者健康福祉機構）
仕分け人（6名）の評決結果と対応策

1-① 事務・事業（労災病院事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【④事業効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 臨床データの収集分析を行う基幹病院として2病院程度残し、大部分は自主経営にすべき。
- ・ 各病院を独立させ、社会医療法人化する。そして、労災疾病の情報に関しては、残存組織に報告義務とする。なお、従来の診療機能の特徴は各病院の自主性に任せることは可能である。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・ 臨床研究、情報収集・分析等については、国がまとめて統括すべき。
- ・ 労災病院における労災患者比率は5%であることから、治療部門は普通の病院として独立させるべき。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 30病院がネットワークとして全体的に効率化していく改革案を検討する必要があるのではないか。
- ・ 労災病院の労災に関わる機能を集約化することが必要。一方、その他については、地域病院として転化することも選択肢であると考えられる。

1-② 事務・事業（労災リハビリ作業所など労災病院事業に関連する事業）

改革案では不十分	1人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	2人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人	—	

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 労災リハビリテーション作業所、看護専門学校は廃止。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・ 総合せき損センターは国へ移管、看護専門学校は民間へ譲渡すべき。
- ・ 労災リハビリテーション作業所、看護専門学校等は、各地域かつ各病院に委ねる。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ より効率化を行うことが求められる。

1-③ 事務・事業（産業保健推進センター事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	3人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 1人		—

<具体的な意見>

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 地域密着、現場重視にする必要。
- ・ 産業保健推進センターと地域産業保健センターは統合すべき。
- ・ 地域性を考えて集約し、自治体あるいは民間へ運営を委ねる。

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 地域性を考えて集約し、自治体あるいは民間へ運営を委ねる。【再掲】

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 機能の重複が存在する中で、統合を行うことが必要。また、地域の中での在り方の再編も必要となる。

【改革案が妥当】

- ・ そもそも3分の1に削減して機能が果たせるのか検証が必要。

1-④事務・事業（未払賃金の立替払事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	1人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	2人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
4人	1人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人		—

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 国へ移管すべき。

【③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施】

- ・ 生活に身近な自治体へ移管する。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ より効率的な運営を行うようにすることが求められる。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 4人	1人	①廃止
	0人	②他独法との統合・移管
	3人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 2人	—	

<具体的な意見>

【①廃止】

- ・ 労災病院、看護専門学校は民営化、産業保健推進センターは他の組織と統合すべき。その他の事業は国又は自治体が引き取るべき。

【③更なる見直しが必要（人員・管理費・余剰資産、組織など）】

- ・ 人員削減ロードマップを明確にする必要。
- ・ 役員報酬の大幅ダウンによる率先模範を示すべき。
- ・ 労災病院の機能の集約及び産業保健推進センターの統合をその目的に沿って行うことが必要である。
- ・ 産業保健の推進、普及、情報収集・分析、提供等の機能を集約し、地方機能はすべて地方に移管する。日本医師会等と協力し、産業医養成、予防医療等は推進する。現業は残さない。